

平成29年4月28日裁決

## 主文

後記「理由」欄第2の2記載の原処分を取り消す。

## 理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、遺族厚生年金の支給を求めることである。

### 第2 再審査請求の経過

1 請求人は、厚生年金保険の被保険者であったD(以下「亡D」という。)が平成○年○月○日に死亡したので、その内縁の妻であるとして、平成○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、遺族厚生年金の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、平成○年○月○日付で、請求人に対し、「厚生年金保険法第59条第1項に該当しないため。遺族厚生年金受給要件に該当する遺族と認められないため。(事実婚関係であったとは認められないため。)」という理由により、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、○○厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。その不服の理由は、本裁決書に添付した別紙に記載のとおりである。

### 第3 問題点

1 厚生年金保険の被保険者であって、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上あるものが死亡したときは、当該死亡した者(以下「適格死亡者」という。)の配偶者であって、適格死亡者の死亡の当時、適格死亡者によって生計を維持したものに遺族厚生年金が支給される。そして、配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むとされ、また、適格死亡者によって生計を維

持した者とは、適格死亡者と生計を同じくしていた者であって年額850万円以上の収入又は年額655万5000円以上の所得(以下、上記の収入額又は所得額を「基準額」という。)を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている(厚生年金保険法(以下「厚年法」という。))第3条第2項、第42条第2号、第58条第1項第4号及び第59条、厚年法施行令第3条の10並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「本件通知」という。))。

2 本件の場合、亡Dの死亡の当時において、亡Dが適格死亡者であったこと、並びに、請求人が、亡Dと戸籍上婚姻の届出をした夫婦ではなかったこと及び基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものであったことについては、後記第4の1の(1)、(3)ないし(5)の認定事実から明らかであり、これらの点について当事者間に争いはないものと認められるところ、審理期日において、保険者代理人は、上記第2の2に記載の不支給理由を変更し、請求人は、亡Dの死亡の当時において、亡Dと事実上婚姻関係と同様の事情にあった者と認められるものの、亡Dによって生計を維持した者とは認められないためとして、遺族厚生年金を不支給とした原処分は妥当である旨を陳述したことから、本件の問題点は、本件における具体的事実関係に照らして、亡Dの死亡の当時において、請求人が亡Dによって生計を維持した配偶者と認められないかどうかということである。

### 第4 事実の認定及び判断

1 本件記録及び本件手続の全趣旨によれば、次の各事実を認定することができる。(略)

2 以上の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 保険者は、戸籍上の夫婦でない者を厚年法第3条第2項にいう事実上婚

姻関係と同様の事情にあった者とする認定、及び、遺族厚生年金の受給権者に係る生計維持関係の認定等の取扱いについて、本件通知を定めており、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者としての認定については、① 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること、② 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在すること、の二要件が具備されていなければならないとし、生計維持関係の認定については、認定対象者が適格死亡者の配偶者であり、住所が適格死亡者と住民票上異なっている場合に適格死亡者との生計維持関係が認められるためには、次の生計同一要件を満たす必要があるとし、加えて、基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものであることが必要であるとしている。ただし、これにより生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りでないとしている。

ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

イ 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

(ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること

(イ) 定期的に音信、訪問が行われていること

(2) 上記のような基準は、一般的・基本的なものとして、相当と解されるので、本件をこれに照らして、請求人が、亡Dの死亡の当時、亡Dによって生計を維持した配偶者であると認められな

いかどうかを検討する。

上記1の各認定事実及び本件手続の全趣旨を総合すると、請求人は、亡Dの死亡の当時、亡Dによって生計を維持した配偶者と認めるのが相当である。

すなわち、上記1の(1)及び(2)によれば、請求人と亡Dは、平成〇年〇月〇日に協議離婚しているものの、住民票上、請求人は、平成〇年〇月〇日に〇〇宅Cに転居するまで、〇〇宅Bに住所を定め、亡Dは、平成〇年〇月〇日に〇〇宅Aに転居するまで、〇〇宅Bに住所を定めていたことがそれぞれ認められるところ、本件回答書によれば、亡Dが、同日、〇〇宅Bから〇〇宅Aに住民票を移した経緯は、〇〇宅Bの土地建物の所有名義を請求人に変更するに当たり、税務上の取扱いを考え、離婚に伴う財産分与による名義変更とするため、請求人と亡Dが、住民票上、別居していることにする必要があったためとされ、亡Dが住民票を〇〇宅Aに移すやむを得ない理由を一定認めることができるといえる。そして、上記1の(8)のア、イ、エ、ク及びコによれば、亡Dが平成〇年〇月〇日付で同人の勤務先であるa社に提出した履歴書には、現住所は〇〇宅B、配偶者はありとそれぞれ記載され、平成〇年〇月〇日付の本件申込書の住所は「〇〇市〇丁目」としか記載されていないものの、本件受付書の請求人に係る住所にも同様の住所の記載があり、本件申込書を取り扱った募集人も、同日、請求人を配偶者として記載した上で、請求人から亡Dに係る自動車保険契約の契約内容を確認した旨の確認をしたと記載しているのだから、請求人と亡Dが、当時、同居していたことがうかがえ、同年〇月〇日に交付された亡Dに係る運転免許証の住所は、当時、同人の住民票の住所は〇〇宅Aであったにもかかわらず、〇〇宅Bとされ、平成〇年及び平成〇年の

年賀状ではあるが、あて先人を、住所を〇〇宅Bとする、請求人及び亡D連名のものが複数枚存在するのであるから、少なくとも、本件申込書が作成された平成〇年〇月〇日までは、請求人と亡Dは、〇〇宅Bで同居していたものと認めるのが相当である。また、上記1の(8)のカ及びキによれば、請求人の携帯電話を主回線とし、平成〇年〇月〇日付で、亡Dの携帯電話を副回線とする、ファミリー割引及び一括請求(携帯電話料金の引落口座は請求人名義のもの)の契約がされ、亡Dが住民票を〇〇宅Aに移した平成〇年〇月〇日以降も継続し、それらの廃止の手続がとられたのは、亡Dの死亡後である平成〇年〇月〇日付であることが認められるのであり、本件回答書によれば、請求人が平成〇年〇月〇日に〇〇宅Bから〇〇宅Cに転居する際の事情についても、「一緒に転居を考えていなかった訳ではなく、本人からの意思表示を待っていました。恐らく売却する事になった事に対し、自己責任の何らかの思いがあり、自分から一緒について行くと言う事ができなく、逆に私からの言葉を待っていたのではないかと思います。それで何も言われないうちで父親に頼みに行ったのではないかと思います。」であった旨を回答し、この主張を覆すような事実も確認できないのであるから、同日の時点で、亡Dについて、その居住場所が定まらない状態になったとしても、それは一時的なものとうかがわれ、請求人と亡Dが別居状態に移行したとまではいえないとするのが相当である。そして、亡Dに係る死亡確認を依頼する警察からの連絡も、請求人の勤務先に入ったというのであるから、上記の平成〇年〇月〇日以降、亡Dが死亡した当時までについても、請求人と亡Dが、別居状態になったと認めるのは困難といわざるを得ず、請求人と亡Dは、平成〇年〇月〇日までは〇〇宅Bで、同年〇月〇

日以降は〇〇宅Cで、それぞれ起居を共にしていたと認めるのが相当である。

そうすると、亡Dが死亡する当時に係る、請求人と亡Dの同居及び生計維持関係を確認できる客観的資料は乏しいものの、保険者代理人も認めるように、上記(1)に摘示した本件通知に照らしても、請求人と亡Dは、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者と認められ、上記説示のとおり、亡Dが平成〇年〇月〇日に住民票を〇〇宅Bから〇〇宅Aに移した後も、請求人と亡Dは、平成〇年〇月〇日までは〇〇宅Bで、同年〇月〇日以降は〇〇宅Cで、それぞれ起居を共にしていたと認めるのが相当であり、亡Dに係る携帯電話料金について、請求人の携帯電話を主回線とするファミリー割引が適用され、請求人名義の口座による一括請求がされ、それらが亡Dの死亡後である平成〇年〇月〇日まで継続していたことが認められるのであり、亡Dも、死亡の直前までa社で勤務していたことがうかがわれるのであるから、それらを総合して考えると、上記(1)のAに該当すると認めるのが相当であり、亡Dの死亡の当時において、請求人及び亡Dは、生計同一要件を満たしていたものと認められ、請求人は、亡Dによって生計を維持した配偶者であったと認めるのが相当である。また、仮に、平成〇年〇月〇日以降、請求人と亡Dが別居状態に移行したものと見ても、亡Dは、同日のわずか2日後の早朝に死亡したというのであるから、その時間的に近接した状況について、遺族厚生年金の意義が、厚生年金保険の受給権者・被保険者等が死亡し、適格死亡者が得ていた所得・収入等が消失することに対して、適格死亡者の遺族に対する所得保障であると解されていることを考え合わせれば、上記(1)に摘示した本件通知に照らしてみても、同人の死亡の当時において、請求人と亡Dの

生計維持関係は継続していたというべきである。

- (3) 以上によれば、請求人は、亡Dの死亡の当時、亡Dによって生計を維持した配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者）と認められるのであるから、請求人には、亡Dに係る遺族厚生年金が支給されるべきであり、これと趣旨を異にする原処分は、妥当でないから、取り消されなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。